

ロシアにおける特許制度の紹介

国際第2委員会*

抄録 ロシアはBRICsの一国として注目を浴びており、特に、ここ数年は経済活動が活発化している。WTO加盟に向けて法的整備も積極的に行われ、日本企業にとっても、市場としての魅力が高まりつつある。一方で、ロシアにおいてビジネスを軌道に乗せるには、知的財産の確実な保護が重要な課題の一つである。このような背景の下、日本企業に所属される多くの方がロシアにおける特許制度に関心を持ち始めていると思われる。

そこで、最近ロシアの特許制度に携わり始めた方にもご理解いただきやすいように、ロシアの特許制度についてQ & A方式で概要を纏めた。また、ロシアではユーラシア特許条約を利用した特許出願も行うことができるが、本稿はユーラシア特許制度についてもロシア特許制度との相違点という観点で纏めた。初めてロシアやユーラシア特許制度に接する方に参考にしていただき、ロシアやユーラシア特許制度の概略を把握していただければ幸いである。

目次

1. ロシア特許制度について
 - (1) 制度概要
 - (2) 特許出願
 - (3) 特許権
2. ユーラシア特許制度について
3. おわりに

新規性及び工業利用可能性が特許要件とされています（進歩性は特許要件ではありません）が、方式審査のみで特許要件に関する実体審査は行われません（特許法23条）。

特許権の権利期間は出願日から20年（5年まで延長可能）で、実用新案権の権利期間は出願日から5年（3年まで延長可能）です。

1. ロシア特許制度について

(1) 制度概要

Q 1 特許制度を教えてください。

A 1 ロシアの特許制度は、発明特許（Patents of Invention）、実用新案（Utility Model）及び意匠特許（Industrial Design Patents）の三種類の権利を一つの特許法で規定しており、特許法を補う規定として施行規則が定められています。装置又はその部品に関する考案は実用新案として保護されます。実用新案は、発明特許と同様に排他的な権利で、

Q 2 特許出願件数はどの程度でしょうか？

A 2 ロシアにおける2005年の発明に基づく特許出願件数は32,254件で、2004年の出願件数（30,192件）と比べると約7%増加しています。外国からの出願は8,600件で出願全体の約27%に相当します。日本からの出願は509件です。ちなみに、日本における2005年の特許出願は約43万件です。

* 2006年度 The Second International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 3 ロシア特許の情報はどこから入手可能ですか？

A 3 ロシア特許に関する必要な情報は、統計データなどは下記のweb siteから英語で入手可能です。

① ロシア特許庁のHP (英語ページ)

<http://www.fips.ru/ruptoen/index.htm>

② ロシア特許庁の2005年Annual Report (各種統計データが掲載)

http://www.fips.ru/rep2001/rep2005/index_en.htm

③ 2010年までのロシア特許庁Development戦略

<http://www.fips.ru/ruptoen2/strateg.htm>

Q 4 ロシアには職務発明制度はありますか？

A 4 特許法8条に規定されています。特許を受ける権利は、発明者と使用者との間に別段の合意がある場合を除き、原則として使用者に帰属します。

Q 5 ロシアで完成された発明は、第一国出願を他国に行うことができますか？

A 5 できません。発明者や出願人の国籍又は市民権に関係なく、ロシアで完成された発明は、第一国出願をロシアに行う必要があります(特許法35条)。ロシアへの出願から6ヶ月経過すれば、その6ヶ月間に国家機密が含まれているという通知を受けなかったことを前提として、他国への出願を行うことができます。また、ロシアを指定したPCT出願をロシア特許庁に国際受理官庁として最初にファイルされることが許されています。

Q 6 ロシアでなされた特許を受ける権利や特許権を外国人に譲渡することはできますか？

A 6 特許を受ける権利や特許権はいかなる者又は法人にも譲渡できます(特許法10条)。但し、実施権に関しては、その登録を特許庁にしなければ効力を有しません。

(2) 特許出願

Q 7 外国または国内優先権制度はありますか？

A 7 パリ条約の加盟国への最初の出願の日又は国内の基礎特許出願から12ヶ月以内なら優先権出願ができます(特許法19条)。ロシア実用新案又は意匠出願に基づく優先権主張は先の出願から6ヶ月以内に行う必要があります。

Q 8 実用新案登録出願は審査されますか？

A 8 実用新案登録出願は実体審査されずに登録されます(特許法23条)。

Q 9 発明特許出願と実用新案出願とを併願することができますか？

A 9 できます。但し、与えられる権利はどちらかひとつになりますので、特許登録後にどちらかを放棄する必要があります。

Q 10 特許出願時に使用可能な言語は何ですか？

A 10 願書はロシア語のみで、出願の他の書類は他の言語により提出可能です(特許法15条)。ただし、他の言語で提出した場合は、2ヶ月以内にロシア語の翻訳文を提出する必要があります。

Q 11 日本語明細書や英語明細書を特許出願するためにロシア語に翻訳する際に誤訳が発生した場合に、対応策はありますか？

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 11 ロシア特許庁に最初に出願された明細書の言語（他の言語）に基づいて、その後に出願されたロシア語翻訳された明細書の誤訳を訂正することが許されています。ただし、オリジナルの明細書が日本語で作成され、その英訳明細書をロシア特許庁に特許出願した場合、英訳明細書に基づきロシア語翻訳された明細書を訂正することは許されませんが、日本語で作成された明細書に基づく訂正は許されません。

Q 12 出願公開制度はありますか？

A 12 出願された内容は出願日から18ヶ月経過後に公開されます（特許法21条）。なお、出願日から12ヶ月経過前に出願人から請求があった場合は、早期公開も可能です。

Q 13 出願公開による補償金請求権はありますか？

A 13 公開されたクレームの範囲内で仮の法的保護を享受します。ただし、享受可能な範囲は、特許付与されたクレームの範囲を超えることはできません（特許法22条）。申請を行うことにより、出願公開を早めることが可能です。

Q 14 特許出願はどのような人が審査しているのですか？

A 14 ロシア特許庁の審査官によって行われます。1件の出願に対して1名の審査官が審査を行います。審査官になるためには、特定分野での高等教育を受けており、更に、ロシア特許庁で3年間の教育を受ける必要があります。全ての審査官が英語を使用できるそうです。

Q 15 新規性の判断基準はどのようなものですか？

A 15 国内のみならず外国をも基準とする世界主義が採用されています。したがって、出願された発明が出願日（又は優先日）前に世界中で知られ又は知られ得る状態になっている場合には、その発明は新規性がないとみなされます（特許法4条）。インターネットを介して公開される情報も、その公開日が確認できれば先行技術とみなされます。なお、実用新案に関しては、先行技術として、刊行物は世界主義が採用されていますが、公知・公用についてはロシア国内に限られます（特許法5条）。

Q 16 明細書等の補正はいつできますか？また、自発的に補正ができるのはいつですか？

A 16 特許付与前および拒絶査定前のいかなる審査段階でも、明細書、クレーム及び図面に対する補正が可能です。ただし、出願当初のクレームに記載された発明の本質を変更しない範囲で補正しなければなりません（特許法20条）。例えば、出願当初の明細書およびクレームのいずれにも記載されていない内容を追加する場合は、発明の本質を変更する補正となりますが、明細書に記載されていなくても出願当初のクレームに記載されている内容であれば、その具体的内容を明細書に追加しても発明の本質を変更する補正に該当しません。

Q 17 ロシアでは審査請求制度を採用していますか？また、採用している場合、その概要（審査請求期限、誰が請求できるか）を教えてください。

A 17 ロシアの特許出願にも審査請求制度が採用されています。審査請求期間は、出願日から3年以内です。請求は、出願人だけでなく第三者も行うことが可能です（特許法21条）。請求期間は2ヶ月まで延長することができます。期間内に請求がなかった場合は、その出願

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は取り下げたものとみなされます。

Q 18 ロシアでは特許出願を実用新案登録出願に変更するような出願変更制度はありますか？

A 18 発明出願の公開前であって且つ発明に対して特許付与が決定される日以前に、請求により出願変更を行うことができます(特許法28条)。

Q 19 出願の分割はできますか？

A 19 出願が拒絶査定を受ける前あるいはState Patent Registerに特許の登録がなされる前なら可能です(審査基準19.3.2.4)。出願日は分割の元となった最初の出願日または優先日まで遡及します。

Q 20 審査請求の際に公知文献を提出する必要はありますか？

A 20 必要ありません。ただし、対応する外国出願について各国特許庁の審査で挙げた引例等を出願人が自発的にロシア特許庁に提出することは可能です。ロシア特許事務所によれば、そのような引例等の提出は、審査の信頼性向上に助けになる可能性があり、特に欧州特許庁における審査結果をロシア特許庁は注目しているようです。

Q 21 特許出願の審査において審査される特許要件はどのようなものですか？

A 21 実体審査では、以下の要件が特許要件として審査され、何れかの要件を満たしていない場合に拒絶理由が通知されます。

- ① 新規性を有すること(世界主義)
- ② 進歩性を有すること
- ③ 産業上の利用性を有すること
- ④ 1) 発見並びに科学的理論及び数学的方

法、2) 審美的要求を満たすことを意図した製品の外観のみに関する提案、3) ゲームの規則及び方法、4) 知的又は事業の活動、5) コンピュータ・ソフトウェア、6) 情報の提示、7) 植物および動物品種、8) 集積回路の回路配置、9) 公共の利益・公序良俗に反するもの等に該当しないこと(特許法4条、審査基準19.5)。

Q 22 複数項を引用した従属クレームを作成できますか？また、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成することはできますか？

A 22 ロシアでは複数項を引用した従属クレームを作成することはできますが、複数項を引用した従属クレームを含む複数の請求項を更に引用する従属クレームを作成することはできません。

Q 23 登録された特許を無効にする手段はありますか？

A 23 特許付与後であって特許権が有効である間であれば、特許権の一部又は全部を無効にするための申立を行うことができます(特許法29条)。特許権を無効にする理由としては、以下の通りです。

① 特許を受けた発明が特許法に規定される特許性を満たしていない。

② 特許を受けた発明(クレーム)が出願当初明細書又はクレームに記載されていない内容を含んでいる。

③ ダブルパテントがあった。

④ 発明者又は特許権者の適性を満たしていない。

①～③についてはロシア特許庁の特許紛争部(Chamber of Patent Disputes)で判断され、また、④については裁判所で判断されます。また、特許紛争部の判断については裁判所で争う

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことができます。

Q 24 拒絶理由の応答期間について延長を申請することはできますか？

A 24 出願人は、ロシア特許庁から拒絶理由通知を受理した日から2ヶ月以内に応答する必要があります。出願人は応答期間が満了する前にロシア特許庁に要求をすることで応答期間を延長することが可能です。延長できる期間は、期間満了から10ヶ月までとされていますが、10ヶ月を超える延長もロシア特許庁の裁量で許されることがあります。

(3) 特許権

Q 25 特許侵害に対する訴訟制度の概要と特徴を教えてください。

A 25 知的財産権の係争にかかわる裁判所としては、法人の争いを主体に扱う商用裁判所（Commercial Court）と個人の争いを主体に扱う一般裁判所（Common Court）があります。商用裁判所には、特許専門の裁判官がいるため審理が早いという特長があります。ただし、訴訟当事者の一方が個人の場合は一般裁判所の管轄となってしまいます。なお、ロシアでは間接侵害（寄与侵害）に関する規定はありません。また、特許侵害訴訟において、均等論は適用され得ますが、審査経過はクレーム解釈に影響を与えません（包袋禁反言は適用されません）。

Q 26 裁判所の構成と審級はどうなっていますか？

A 26 表1の通りとなっています。

Q 27 特許侵害に対する訴訟に時効はありますか？

A 27 侵害を知った日又は知ったはずである日から3年です。ロシアでは、刑法上の時効期間は侵害の重要度に依存し、通常は6年ですが軽度の場合は2年とされています。

Q 28 「善意の第三者」であっても侵害責任を問われますか？

A 28 「善意の第三者」による特許権の侵害行為を保護する規定はありません。侵害責任が問われます。

Q 29 新規製品に係る方法特許非侵害の抗弁について教えてください。

A 29 特許方法を使用して製造された製品が新規である場合、特許方法を使用して製造されたものと推定されるため、特許方法と異なる方法での製造を証明する必要があります。なお、方法特許の保護は、その方法を使用して直接製造された製品にも及びます（特許法10条）。

Q 30 特許の強制許諾制度はありますか？ある場合、制度の内容について教えてください。

A 30 特許を受けた発明が、特許付与から4年間（実用新案については3年間）たっても実施されず、かつ特許権者が特許を受けた発明を実施しなかった理由を立証できない場合には強制実施権の対象になります（特許法10条(3)）。強制実施権が付与される原因が消滅し且つ再び生じる虞がない場合には、特許権者の請求により強制実施権の終了について裁判所により判断されます。

2. ユーラシア特許制度について

Q 31 ユーラシア特許制度とは何ですか？

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 31 ユーラシア特許庁（以下、EAPO）に対する一つの手続きのみで、ロシアを含む加盟国9カ国（ロシア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドバ、タジキスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、キルギスタン）全ての国で特許を取得できる制度です。

Q 32 ユーラシア特許制度の特長は何ですか？

A 32 ①手続言語はロシア語のみであり、加盟国全体に特許を取得したい場合、翻訳費用の点で有利であること、②対象は特許のみであり、実用新案は対象外であること、③EAPOで拒絶されても各国の国内出願に変更することができることなどが挙げられます。

手続的には、ヨーロッパ特許庁に対する手続とかなり似通っています。

Q 33 ユーラシア特許制度のメリットは何ですか？

A 33 ロシアだけに申請する場合でも、費用的に不利な面はありますが、①応答手続に柔軟性があること、②応答期限がお金さ

え支払えば無限に延長できること、③逆にロシア特許庁よりも早く権利化できることなどから、EAPOへの出願を検討する余地はあると思われれます。

3. おわりに

2006年度国際第2委員会の活動の一つであったロシア訪問団派遣において、ロシア訪問前に質問事項を現地特許事務所（2事務所）に送り、予め回答をもらった上で、さらに疑問点を再考し、現地でJETROモスクワセンター、ロシア特許庁、ユーラシア特許庁及び特許事務所と議論を行った。

本稿は、このような活動中に出た疑問点の中でも初めてロシアやユーラシア特許制度に接する際に疑問として挙がりそうな事項を中心に抽出し、ロシア特許制度についてQ & A形式で纏め、ユーラシア特許制度についてはロシア特許制度との相違点を纏めた。初めてロシアやユーラシア特許制度に接する方が、その概略を把握するための一助となれば幸いである。

なお、今回のロシア訪問団派遣の詳細な活動内容については、別途発行される「ロシア訪問団派遣報告書」を参考にさせていただきたい。

表1 裁判所の構成と審級

裁判所名称	商用裁判所 (Commercial Court)	一般裁判所 (Common Court)
主体	法人あるいは個人企業家（経済的活動を行っていることが前提）	一般人
訴訟例	企業間で争われる一般的な知的財産権訴訟	個人により提訴された知的財産権訴訟
審級		
第1審	Commercial court of RF (Russian Federation) subjects (Local commercial court)	District court
第2審	Commercial court of appeals	Cassation instance
第3審	Federal district commercial courts	Supervisory instance
第4審	(High commercial courts) Supervisory instance	なし

(原稿受領日 2007年3月7日)